



報道機関 各位

記者発表資料

令和4年10月25日（火）

問い合わせ先：消防職員課

課長：萩原

担当：矢嶋

電話：833-9256

内線：5450

職員の懲戒処分について

さいたま市消防長は、地方公務員法の規定に基づき、消防職員の懲戒処分を行いましたので次のとおり公表します。

1 事件の概要

当該職員は、令和4年6月14日（火）10時58分頃（公務外）、上尾市内の道路において、自家用自動二輪車を運転し、制限速度時速30kmを時速35km超過した時速65kmで走行し、指定速度違反により検挙されたものです。

この交通違反により、略式命令で罰金6万円の刑事処分及び運転免許停止30日間の行政処分が科されています。

2 処分内容等

(1) 被処分者

消防局 主事（24歳）

(2) 処分内容

戒告

(3) 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反
- ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行

3 処分年月日

令和4年10月25日（火）